

参 考 資 料

- 1) 「地域協働プロジェクト2005」の概要
- 2) 社会資本整備重点計画について
- 3) 土地改良長期計画について

1) 「地域協働プロジェクト2005」の概要

北海道開発局は、平成16年度から「地域協働プロジェクト」の取り組みを開始いたしました。

本プロジェクトは、北海道開発局が実施する社会資本整備はもとより、既存の施設や知恵・経験・技術など全てを提供し、職員一丸となって、地域の人々と協働して活気ある住みやすい北海道らしい地域社会を実現する方策を進めるものであります。

平成16年度は、「地域協働プロジェクト2004」として、186市町村（夏バージョン<31プロジェクト>で164市町村、冬バージョン<17プロジェクト>で135市町村）で協働し、取り組みを進めることができました。平成17年度は、引き続き「地域協働プロジェクト2005」として、各テーマにおいて新規の取り組みを行い、夏・冬あわせて78プロジェクトを実施いたしました。

◆テーマ1 「国民に健康な食を提供—信頼できる北の大地から—」 【8プロジェクト】

北海道は、国内の農産物・水産物の供給基地としての重要な役割があります。本テーマでは、地域の方々と連携した植林活動など、「健全な土と水と豊かな自然」の創造への支援などに取り組みます。



水田の畦畔や水路、道路敷地等へのハーブ植栽による減農薬米生産を支援



防風林、防雪林の整備を通じ、みどり豊かな地域づくりを支援



農産物直売所マップを作成

◆テーマ2 「北海道観光の魅力UP」 【28プロジェクト】

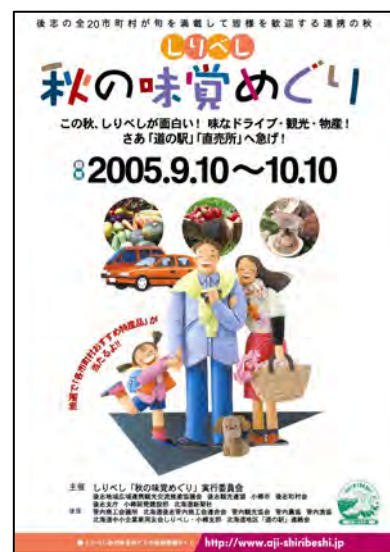
豊かな自然、明瞭な四季、雪など、北海道は観光面でも素晴らしい資源があります。本テーマでは、地域密着型の取り組みを拡充するとともに、安全で快適な観光を支援し、通年で北海道の魅力を提供することを目指します。



バスガイドさんとの協働作業による「道路ガイドマップ・道南の道」の作成（意見交換会）



漁港や漁業の体験学習を通じた地域振興の支援（寿都漁港における地引網体験）



「しりべし秋の味覚めぐり」実行委員会を結成

◆テーマ3「公共施設の多様な利用」 【22プロジェクト】

道路、河川、港湾、農業施設など様々な公共施設は、本来の目的に限らず、多様な形で地域の方々に利用していただける可能性を秘めています。本テーマでは、多くの方々に、多様な形で公共施設を利用していただける体制を目指します。



函館インターチェンジを地域交流拠点として活用（除雪機械の展示と小学生による写真会）



河川敷地において地域住民と連携した植林を実施（カミネッコンによる河畔林の雪中植林）



冬期において氷結したダム湖面を活用し、地域イベントを開催（かなやま湖・氷上ばかす）



◆テーマ4「地域との協働による危機管理体制づくり」 【19プロジェクト】

近年、北海道は地震、火山噴火、洪水など様々な自然災害に見舞われています。災害に強い地域づくりを進めていくには、日頃から市町村や地域の方々と連携した防災活動への取り組みが重要です。本テーマでは、地域に根づいた活動による危機管理体制づくりに取り組みます。



地震・津波を想定した、ロールプレイング方式による危機管理演習（釧路開建）



コミュニティFM局と連携した地域密着型の防災情報の提供（留萌市：FMもえる）

○夏バージョン プロジェクト一覧（平成17年7月8日公表及び追加分）

テーマ及びプロジェクト名		新規 継続
テーマ1 国民に健康な食を提供－信頼できる北の大地から－		
①	減農薬米生産の支援	継続
②	農山漁村の生き物調査	継続
③	堤防の刈草を活用した循環型農業の支援	新規
④	地域の方々と協働し「みどり豊かな地域づくり」を支援します	新規
⑤	自然環境と共生した農業・農村をめざします	新規
⑥	農産物直売所マップづくり	継続
⑦	「安全安心お魚通信」の発行	新規
テーマ2 北海道観光の魅力UP		
①	「わが村は美しく 北海道」運動	継続
②	恵庭市「道と川の駅(仮称)」の展開	新規
③	バスガイドさん達と協働した「道路ガイドブック」づくり	新規
④	道の駅「望洋中山」に隣接する写真美術館におけるパネル写真の共同展示	新規
⑤	札幌国道50周年記念事業	継続
⑥	旭山動物園へのアクセス向上による「旭川観光の魅力UP」	新規
⑦	エコミュージアム統一サイン計画	新規
⑧	阿寒湖温泉街における交通システム改善	継続
⑨	北海道遺産「天塩川」を活用した地域振興	新規
⑩	釧路港舟漕ぎ大会	新規
⑪	「船の駅」と「道の駅」の連携	継続
⑫	土木遺産小樽港北防波堤の活用	継続
⑬	ビューポイント駐車場の整備	継続
⑭	花いっぱい道から新千歳エアポート花ロード	継続
⑮	道路沿道景観の通信簿	継続
⑯	札幌近郊 花めぐりスタンプラリー	新規
⑰	フラワーガイドボランティア	新規
⑱	みなとウォークラリーの開催	新規
⑲	漁港や漁業の体験学習を通じた地域振興	新規
⑳	地域と一体となった道路情報の提供	継続
㉑	後志管内の「道の駅」や直売所における物販・直売キャンペーン	継続

テーマ及びプロジェクト名		新規 継続
テーマ3 公共施設の多様な利用		
①	国道の除雪ステーション等を活用した地域振興	継続
②	石狩川愛別頭首工を地域のシンボル空間に	新規
③	農業水利施設等を活用して地域振興を支援します	新規
④	河川広報施設を活用した地域交流とネットワークの形成	継続
⑤	緩やかな堤防法面の採草・放牧地への活用検討	新規
⑥	港湾・漁港の防風・防雪施設等を活用したイベントの開催	継続
⑦	みなとクイズラリーの開催	新規
⑧	市民主催のイベント開催による親水型港湾施設の有効活用	継続
⑨	河川を活かしたサイクリングネットワーク	新規
⑩	農業水利施設を活用して環境教育を支援します	新規
⑪	光ファイバーケーブルを活用した地域イントラネット整備	新規
⑫	釧路港フラワーポート事業(市民の方々による植栽)	継続
⑬	北海道開発がわかる資料館の活用(道路情報館)	継続
⑭	新水路の水辺空間を活用した十勝エコロジーパーク計画の推進	新規
⑮	地域と連携した赤松並木の保護	継続
⑯	産官学が連携したエネルギー自立型ゼロエミッションタウン	新規
⑰	地域と連携した函館インターチェンジの活用	新規
テーマ4 地域との協働による危機管理体制づくり		
①	火山噴火に備えた防災体制・防災情報の向上を支援	新規
②	大規模水害を想定した危機管理演習の実施	新規
③	「水災に強い地域づくりモニター」の活動を支援	新規
④	河川災害情報普及支援室による地域の防災力向上支援	新規
⑤	地震・津波を想定した危機管理演習の実施(ロールプレイング方式)	継続
⑥	防災情報の共有化	新規
⑦	コミュニティFMを通じた防災情報の提供	新規
⑧	トンネル供用に併せた地域共同防災訓練の実施	新規
⑨	地域の防災意識の向上	新規
⑩	地域防災教育支援	継続

* プロジェクト数: 55件(新規34件、継続21件)

○冬バージョン プロジェクト一覧（平成17年11月14日公表）

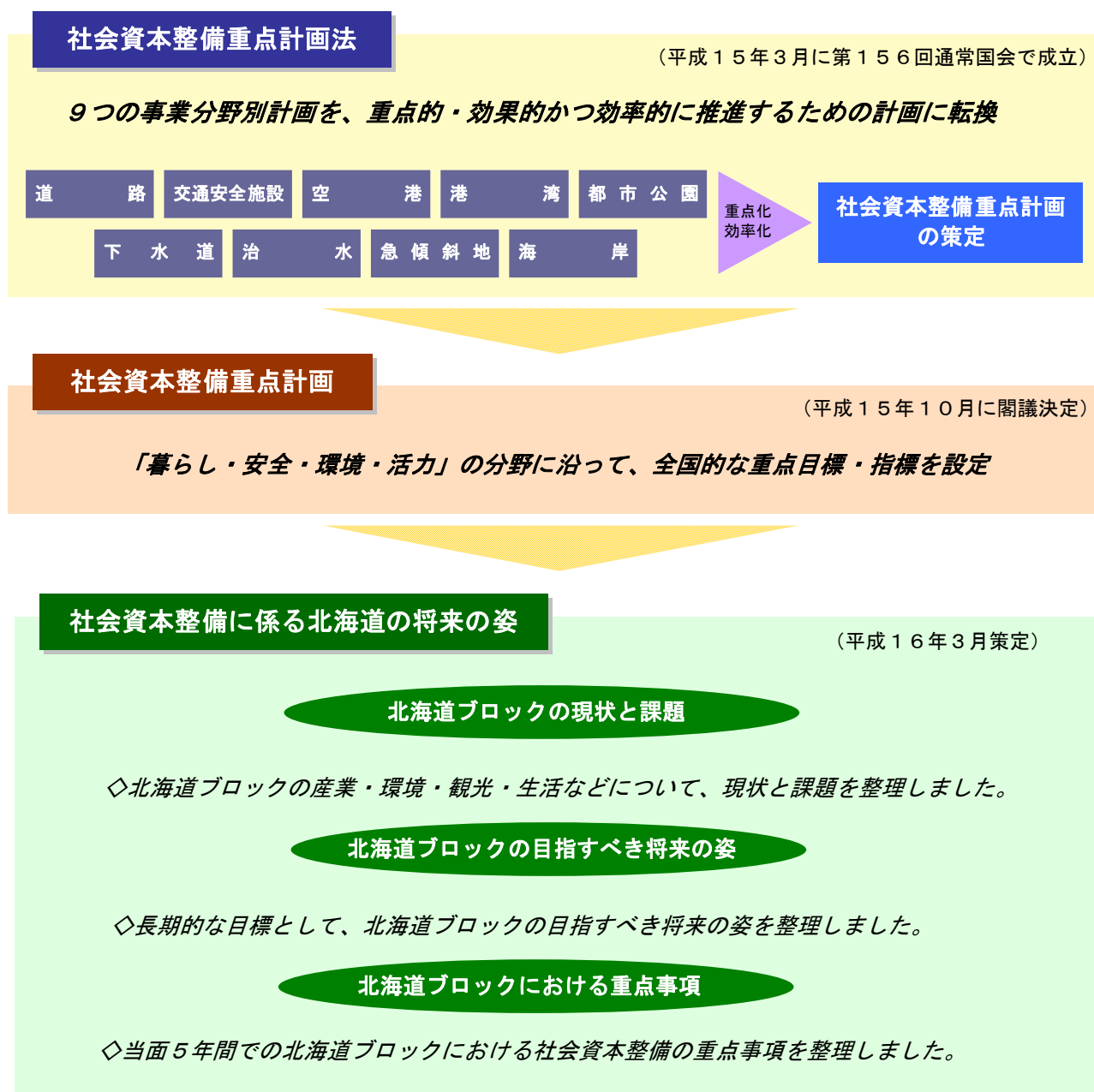
テーマ及びプロジェクト名		新規 継続
テーマ1 国民に健康な食を提供－信頼できる北の大地から－		
①	高校生等と協働で農村地域の“未来像”を発見します	新規
テーマ2 北海道観光の魅力UP		
①	札幌市大通における除雪見学会の実施 ～迫力の除雪作業の様子を体験しませんか～	継続
②	北海道遺産「石狩川」の魅力在未来に引き継ぐ ～北海道遺産「石狩川を語る集い」を開催します～	新規
③	官民協働による冬期道路情報の提供 ～行政と地域が連携して道路情報を発信します～	継続
④	旭川街あかり計画 ～旭川夜景・新たな魅力の創出～	新規
⑤	地元イベントを活用した開発事業の情報発信 ～旭川冬まつり会場における「ぼかぼか村」から情報を発信します～	新規
⑥	知床地域における雪壁ウォークの実施	継続
⑦	地域と一体となった冬期道路情報の提供 ～宗谷地域のポータルサイトの活用～	継続
テーマ3 公共施設の多様な利用		
①	冬期ボランティアサポートの全道展開	継続
②	雪中植林によるみどり豊かな地域づくりを支援 ～地域と協働した水辺林の創出の推進～	継続
③	河川空間の多目的利用 ～冬期には広大な氷原となるダム湖面をイベントに活用～	継続
④	河川管理施設を活用した地域交流イベントの開催	継続
⑤	港湾施設を活かした魅力的な空間の創出 ～北海道遺産「稚内港北防波堤ドーム」にてノスタルジックな空間づくりを演出します～	継続
⑥	シビックコア地区見学会 －地域に親しまれる官庁整備(過去から未来に向けて)－	新規
テーマ4 地域との協働による危機管理体制づくり		
①	民間と連携した情報提供(コンビニ等・地域コミュニティFM放送局) ～地域に密着した道路情報の迅速な提供～	継続
②	冬期災害に対応した危機管理演習の実施 ～自治体等関係機関との連携による総合的な防災能力を強化～	新規
③	冬期ドライブにおける防災情報の提供 ～冬期災害の未然防止に向けて～	新規
④	市民防災講座の開催 ～関係機関が連携し、地域住民の防災力の向上を支援します～	新規
⑤	日ごろから関わりのある川の自主防災活動・防災情報共有の支援 ～地域の市民と行政の繋がりによる活動～	新規
⑥	「樽前山火山防災計画」充実化支援 ～広域的機関連携で初動対応の具体的検討を推進～	新規
⑦	釧路川水系の水質汚濁事故防止に向けた体制の強化	新規
⑧	異常気象時における除排雪体制の構築について ～釧路市における豪雪時の対応を検討～	新規
⑨	留萌市商店街と道路管理者の連携による除雪計画の検討	新規

* プロジェクト数: 23件(新規13件、継続11件)

2) 社会資本整備に係る北海道の将来の姿について

平成15年3月に成立した「社会資本整備重点計画法」に基づいて、同年10月10日に「社会資本整備重点計画」が閣議決定されました。

「社会資本整備に係る北海道の将来の姿」は上記重点計画を踏まえ、北海道の現状と課題、目指すべき将来の姿及びその実現に向けた重点事項などについて、国土交通省の地方支分部局（北海道開発局、北海道運輸局、東京航空局、札幌管区气象台、第一管区海上保安本部）、北海道、札幌市及び関係団体による検討会を設置し、地域の方々をはじめ各方面からの意見を反映して取りまとめたものです。



「社会資本整備に係る北海道の将来の姿」の概要

北海道ブロックの現状と課題

1. 食料基地としての役割の強化と自立した産業構造への転換

2. 豊かな自然環境の保全と循環型社会の構築

3. 地域の魅力向上による観光交流の振興

4. 誰もが安全で快適に暮らせる北国の地域づくり

北海道ブロックの目指すべき将来の姿



北海道は、広大な国土を有していることから、「道南」「道央」「道北」「オホーツク」「十勝」及び「釧路・根室」の6つの圏域に区分し、各地域の特性や恵まれた資源を活かした施策を展開し、互いに連携しながら個性的な発展を目指していきます。

北海道ブロックにおける重点事項

安全・安心な食料の基地としての役割の強化と産業の競争力強化

安全・安心な食料の供給基地としての役割を強化するため、農林水産施策の推進による農水産物の品質や生産性の向上等に併せて、多目的国際ターミナルや高規格幹線道路等の整備による物流の効率化を図る。

また、産業クラスター活動の推進等を通じ産業の競争力を強化するため、重点的な基盤整備の推進による産業拠点の形成を支援する。

北海道の美しさ雄大さを次世代に引き継ぐ環境の保全

豊かな自然環境と美しい景観を次世代に引き継ぐため、住民、NPO等と連携しつつ、河川、湿原、沿岸域等の自然環境の保全・再生・創出を推進するとともに、生物の生息に配慮した環境共生型施設の整備や豊かな水環境を確立するための流域一体となった取組みを推進する。

また、地球環境保全に貢献する循環型社会を構築するため、港湾等を核とした静脈物流拠点の形成、下水汚泥の有効利用等による廃棄物等の循環的利用を推進するとともに、都市内交通混雑緩和等による環境負荷の低減を図る。

恵まれた資源を活かした観光大陸北海道の形成

美しい沿道景観の保全・創出のためのシーニックバイウェイプログラムの推進等景観に配慮した整備とともに、アウトドア活動や自然に親しむ活動に資する空間等の整備を進め、北海道ならではの自然環境、農村景観等を活かした観光交流空間の形成を図る。

また、観光交流をはじめ、国内外との交流のゲートウェイとなる空港や港湾の整備やこれらと観光地間及び観光地相互間を結ぶ高速交通ネットワーク等の整備により観光客等の利便性の向上を図る。

北国の安全でゆとりのある快適な地域社会の実現

快適な北国の暮らしを実現するため、高速交通ネットワークの整備により地域相互の広域的で多様な交流と連携を促進するとともに、中心市街地の活性化や高齢化の進行に対応したバリアフリー社会の形成など、誰もが暮らしやすい地域社会を実現する。特に、冬期をはじめとする北海道特有の気象条件に応じた交通の安全・安定の確保と利便性の向上を図る。

また、頻発する水害、火山災害、地震災害等から住民の生命・財産等を守り、安全で安心な社会を実現する。

○「社会資本整備に係る北海道の将来の姿（以下：将来の姿）」におけるアウトカム指標の進捗状況の取りまとめについて

平成16年3月に策定した「将来の姿」では、事業の達成度をわかりやすく示すことができるアウトカム指標を設定しています。

今回、「将来の姿」の計画期間（平成15年度から平成19年度）の中間年である平成17年度末時点での各指標の進捗状況について取りまとめました。また、今回の平成18年度事業概要に関連して、平成18年度末時点における進捗見込みも示しております。（次ページ参照）

今後も社会資本整備事業の推進にあたっては地方公共団体等と国の役割分担を踏まえつつ、より重点的、効率的に進めていきます。

取りまとめ表の「平成17年度末実績」及び「平成18年度末見込み」の欄において、現時点で数字が取りまとまっていないものは「未確定」、また速報値としてお知らせするものは「暫定値」と表現しています。

これらについては、数値が確定した時点で改めてお知らせします。

「社会資本整備に係る北海道の将来の姿」各指標の進捗状況の取りまとめ

項目	指標名	単位	H14年度末	H17年度末実績	H18年度末見込み	H19年度末目標
安全・安心な食料基地としての役割の強化と産業の競争力強化	210分以内に苫小牧港・室蘭港へ到達できる市町村数の割合	%	※60	63	64	※64
	道内各市町村から最寄りのターミナルまでの平均距離の削減割合	割合	—	約2割削減	約2割削減	約2割削減
	ダム completionによる農地へのかんがい用水の供給面積	ha	0	0	21,400	※21,400
	ダム completionによる水道用水の供給量	m ³	0	0	70,000	70,000
	ダム completionによる工業用水の供給量	m ³	0	11,800	11,800	11,800
	下水道処理人口普及率	%	85	未確定	未確定	89
北海道の美しさ雄大さを次世代に引き継ぐ環境の保全	釧路湿原において蛇行河川に復元可能な河川延長	%	0	釧路湿原自然再生全体構想策定	茅沼地区の旧川復元実施計画を策定	14
	魚類の連続した生息環境の確保	km	—	0	141	※141
	汀線防護が完了していない延長	km	613	未確定	未確定	587
	砂浜の保全・回復延長	km	159km	未確定	未確定	174km
		ha	390ha	未確定	未確定	432ha
	水生生物の生息環境の創出	m ²	0	0	約7,000	約7,000
	一般国道の都市部の緑化延長の割合	%	55	61	62	64
	海に親しめる港湾緑地面積	ha	約80	86	89	約90
6圏域中心市圏域における住民一人あたりの年間渋滞損失時間	時間	※29	未確定	削減	削減	
恵まれた資源を活かした観光大陸北海道の形成	観光客や市民が親しみやすい良好な水際線の提供	m	0	340	406	約500
	親水性施設や海辺へのアクセスを可能にする施設の延長	km	777	785	786	788
	中心市街地から埠頭までの徒歩での移動時間	分	約35	約32	約32	約20
	規格の高い道路を使う割合	%	※4.5	4.8(暫定値)	4.9	約6
	高速交通ネットワーク等へ10分以内に到達可能な空港の割合	%	30	40	40	40
	90分以内にジェット化空港へ到達できる市町村数	%	67	69	69	69
北国の安全でゆとりのある快適な地域社会の実現	210分以内に札幌市へ到達できる市町村数	数	115	118	121	120
	90分以内に地方センター病院へ到達できる市町村数	数	※128	142	143	※145
	1億台キロあたりの交通事故死者数	人	※1.18	0.72(暫定値)	低減	低減
	事故危険箇所対策実施箇所の死傷事故件数	件・年	4.1	3.75(H16年度値)	低減	約3割抑止
	道路通行規制区間の箇所	箇所	24	20	19	16
		km	165.2	157.5	156.5	131.3km
	雪崩が理由の特殊通行規制区間の箇所	箇所	11	11	10	9
	乗降客の多い旅客施設周辺「※78地区」の主な歩行経路においてバリアフリー化された歩道延長の割合	%	27	47(暫定値)	54(暫定値)	67
	既存の官庁施設について、身体障害者用エレベーターの整備率（窓口業務をもつ延床面積1,000m ² 以上について）	%	約75	94	94	約100
	早期に水害被害を軽減すべき緊急対策特定区間における想定氾濫区域内戸数の割合	割合	—	0	約4割削減	約4割削減
	緊急避難や緊急物資供給可能な人口	人	50,000	120,000	120,000	220,000
	離島フェリーが就航する港湾の耐震強化岸壁の整備率	%	25	38	38	50
	沿岸部の津波・高潮・侵食危険地帯における安全性の確保	人	135,900	142,700	143,200	145,700
		ha	11,660	12,120	12,230	12,570
既存の防災拠点となる官庁施設について、総合的な耐震改修の実施率（3階建以上かつ延床面積1,000m ² 以上について）	%	約65	68	86	75	
全重要港湾12港の外国貿易対応埠頭において、SOLAS条約（海上における人命の安全のための国際条約）の改正に対応した保安施設（フェンス、監視カメラ等）の整備率	%	0	100	100	100	

※は平成16年3月の公表時からの変更点

各指標の定義	
北海道の移出入の約6割を占める特定重要港湾から、日帰り（210分）で移動できる市町村数（移動3.5時間、滞在5時間とし、合計12時間となる移動）	※市町村合併に伴うH14実績値及びH19目標値の変更
道内各市町村から最寄りの多目的国際ターミナルまでの平均距離が短縮される割合 （多目的国際ターミナルまでの平均距離 H14末：82km H19末：67km）	
忠別ダムの完成による新規農業用水供給可能面積	※精査によるH19目標値の変更
忠別ダムの完成による新規1日最大上水供給可能量	
庶路ダムの完成による新規1日最大工業用水供給可能量	
北海道の総人口に対して、下水道を利用できる人口の割合	
旧川が残され蛇行復元が実施可能な河川延長に占める実施延長（釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会による）	
魚道等の設置を推進することにより、サクラマス等の魚類の遡上障害が改善される延長	※直轄事業に加えて補助事業区間も対象に加えたことによる変更
汀線防護が必要な海岸延長における未了延長の減少分 （「汀線防護が完了」とは、侵食対策が必要な延長の内、各地点における海岸保全施設の整備が完了したことをいう）	
離岸堤・潜堤・人工リーフ等による海浜の保全延長及び面積（各海岸管理者の判断で保全・回復の延長及び面積を算定）	
防波堤の整備により水生生物の生息環境が新たに創出される面積	
一般国道の都市部における街路樹（並木）等で道路が緑化されている区間の割合	
港湾整備による港湾緑地面積	
一般道道以上の道路において、渋滞がない場合の所要時間と実際の所要時間との差の総和。6圏域中心市圏域：6圏域中心市を中心とする都市計画区域（札幌圏（札幌市、石狩市、江別市、北広島市）、函館圏（函館市、大野町、上磯町、七飯町）、旭川圏（旭川市、東神楽町、鷹栖町）、北見圏（北見市）、帯広圏（帯広市、音更町、芽室町、幕別町）、釧路圏（釧路市、釧路町））～市町村名は平成16年3月時点のもの	※暫定値として公表したH14実績値を確定値へ変更
シーブルー事業の実施による水質及び悪臭が改善される水際線の長さ	
水際まで近づくことが出来る、あるいは安全・快適に水面を見ることが出来る延長（水際まで近づくことができる区間とは、無堤区間、緩傾斜堤区間、200m毎に安全な通路が確保されている区間を各海岸管理者が計上したもの）	
供用開始する4港の中心市街地から旅客船対応碼頭までの徒歩での平均移動時間	
全道路の走行台キロに占める自動車専用道路の走行台キロの割合	※表示桁数の変更
高規格ネットワーク等へ10分以内に到達が可能な空港の割合	
90分以内にジェット化空港へ到達できる市町村数	
210分以内に札幌市へ到達できる市町村数（移動3.5時間、滞在時間5時間とし、合計12時間となる移動）	
地方センター病院へ半日で往復できる所要時間を90分とし、片道90分で到達できる市町村数（移動1.5時間、滞在時間1時間とし、合計4時間となる移動）	※市町村合併と地方センター病院の追加（室蘭日赤病院）による変更
1億台キロあたりの交通事故死者数	※暫定値として公表したH14実績値を確定値へ変更
対策を実施する事故危険箇所において抑止される死傷事故件数	
道路通行規制区間（異常気象時に被害が発生する恐れのある地域で、事前に規制の基準（雨量など）を定めて通行規制を行う箇所）の箇所数	
特殊通行規制区間（パトロール等により、気象や現地の状況等から判断して危険が予想される時、事前通行規制を行う箇所）の箇所数	
特定旅客施設の特定経路においてバリアフリー化された区間の歩道延長の割合	※対象旅客施設数の増による変更
2階以上に窓口業務をもつ官署が入居する延床面積1,000㎡以上の官庁施設における身体障害者用エレベーターの整備率（建替計画等がある施設を除く）	※指標の定義を分かり易い表現に変更
緊急対策特定区間における改修事業完了による想定氾濫浸水戸数解消割合 （幾春別川 H18：9,591戸、千代田新水路 H18：1,157戸、幌向川H21：6,474戸、大和田 H22：3,858戸、余市川 H20：3,580戸）	
岸壁からの緊急物資の供給が可能（10km）な人口	
離島フェリーが就航する港湾で、耐震強化岸壁の整備計画がある港湾の内、耐震強化岸壁が整備されている港湾の割合	
海岸保全施設により、高潮等から防衛される人口及び面積（安全性とは、計画規模の範囲内の災害から生命・財産が防護されている状況）	
3階建以上かつ延床面積1,000㎡以上の防災拠点であり、総合的な耐震改修が必要な官庁施設における耐震改修の実施率（建替計画等がある施設を除く）	※指標の定義を分かり易い表現に変更。
SOLAS条約の改正に対応した保安施設の整備が必要とされる重要港湾12港のうち、保安施設が整備されている港湾の割合	

3) 土地改良長期計画の概要

国民・消費者の観点から、食料の安定供給の確保や国土の保全等の多面的機能の発揮などの食料・農業・農村基本法の基本理念の実現に向けて、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に土地改良事業を進めるため、施策の目的や成果に重点をおいた平成15年度を初年度とする土地改良長期計画を策定する。

計画期間

平成15年度から平成19年度までの5カ年間

土地改良事業についての基本的な方針

- 食料・農業・農村基本法の理念を国民・消費者に対してサービスを提供していく観点からとらえ、次の「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に土地改良事業を実施。
 - 「いのち」の視点… 安全で安心な食料を安定的に供給すること等により国民・消費者の「いのち」を守る農業・農村の基盤づくり
 - 「循環」の視点… 自然循環を基礎とする農業の基盤づくりによる有機性資源や農業用水の循環などを通じた「循環」を基調とした社会の構築
 - 「共生」の視点… 農業の持続的な営みや美しく心やすらぐ国民のふるさとづくりにより、人と自然、都市と農村の「共生」を実現
- 自然と共生する環境創造型事業への転換を進めつつ農業生産基盤の整備等を実施するとともに、農業用水の健全な循環を維持・増進し、美しい景観に囲まれた快適な生活環境の形成等の総合的な取組を推進することにより、国土の保全等の農業・農村の多面的機能のもたらす便益を、地域住民や都市住民を含めた国民各層が幅広く享受できるよう努力。
- 事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の観点を踏まえて事業を実施。
 - ①施策連携の強化（農林水産施策や他の公共事業計画に位置づけられた事業との連携）
 - ②既存ストックの有効活用（維持管理や更新整備により有効活用）
 - ③地域の特性に応じた整備（国、地方公共団体等の適切な役割分担のもと自主性尊重）
 - ④多様な主体の参加の促進（事業の各段階で地域住民等の参加促進、PFI活用）
 - ⑤事業評価の厳正な運用と透明性の確保（費用対効果分析等による政策効果の適切な把握と積極的な情報公開）
 - ⑥工期管理とコスト縮減（限度工期内での完了と総合的なコスト縮減）
- なお、今後の経済財政事情、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを実施。